

ID: 170

#### 担当部署: 市民環境部 産業振興課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市市民農園条例 第7条第1項
例規番号	平成5年条例第22号

#### 【基準】

第4条及び第7条の規定による。

(利用することができる者)

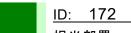
- 第4条 農園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 市内在住・在勤者及び市内に所在する団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(利用の承認)

- 第7条 農園を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、利用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、利用の承認をしないことができる。
  - (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 営利を目的とするおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に利用を不適当と認めたとき。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



## 担当部署: 市民環境部 産業振興課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市市民農園条例 第8条第2項
例 規 番 号	平成5年条例第22号

## 【基準】

第8条の規定による。

(使用料)

第8条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

標準処理期間

3日

備考

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 173

## 担当部署: 市民環境部 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市市民農園条例 第9条ただし書
例規番号	平成5年条例第22号

# 【基準】

第9条の規定による。

(使用料の不還付)

- 第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当すると認めたときは、市長はこれを還付することができる。
  - (1) 利用者の責任によらない事由で利用できなくなったとき。
  - (2) 管理上の理由により、利用の承認を取り消したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	